

社会福祉法人長瀬会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人長瀬会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の35の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与其他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は常勤理事及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は高砂保育園職員俸給表に基づく。
- 3 前項に定める報酬のほか常任理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表第1に定める額とする。
- 5 評議員に対する報酬は、別表第1に定める額とする。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当法人の常勤理事の報酬月額、高砂保育園職員俸給表に基づき代表理事の承諾を得て、決めるものとする。

(報酬の支払い方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通過で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 非常勤役員等の報酬は、その会計年度の全額を翌会計年度の6月末迄に支給する。

(費用)

第7条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 通勤手当の月額が高砂保育園給与規定によるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

2 役員等が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

別表第1

役職等	報酬等
常勤理事	高砂保育園職員俸給表による
非常勤理事	役員としての職務遂行の都度、1人につき1時間1,000円
評議員	役員としての職務遂行の都度、1人につき1時間1,000円
監事	役員としての職務遂行の都度、1人につき1時間1,000円

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。